

法令改正を受けた申請・届出に係る 電子化対応の活用について

関西電力株式会社

2021年 6月 17日



1. 経 緯

- ・2020年2月14日の「大飯3号機第1回安全性向上評価届出」にかかる面談にて、届出方法の合理化（電子届出等）について、別途、ご提案したい旨要望。
- ・2021年1月1日に施行された「原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」（以下、「施行規則」という。）により、**原子力規制委員会の所管する法令に定める手続きについて電子手続きが可能**になっている。



- 当社としては、「安全性向上評価届出書」等の大部かつ手続き頻度も多い申請・届出での活用を想定。
- 至近では、具体的に**2021年8月頃届出予定の大飯4号機第2回安全性向上評価届出書で活用**したい。
- また、「安全性向上評価届出」以外の申請・届出についても、準備が整ったものより順次活用することを想定。



○2021年4月27日に原子力規制庁長官官房総務課と施行規則に基づく電子手続きの具体的方法について面談を実施し、以下の見解を得た。（「参考資料」参照）

- 想定される申請、届出方法は、e-govまたはメールによる方法
- 施行規則に定める「電子署名を用いた方法」と「識別符号・暗証符号を用いた方法」については、原子力規制庁が指定する方法によることを想定
- 電子申請した場合は書類提出等を必要としない方針
- なお、e-govによる方法については、現在、仔細検討中であるため、**至近の届出については、メールによる方法を推奨** ←

今回、この方法について、次頁以降でご提案

○規制庁総務課との面談を踏まえ、前述した「大飯4号機第2回安全性向上評価届出書」について、メールによる届出を提案したい。
具体的な方法は、以下による。

1. **施行規則第4条第2項第1号※に基づき、届出書に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて送信する方法**による。

※施行規則第4条第2項

前項の規定により申請等を行う者は、次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければならない。

1 前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する方法

2. 送信する電子書類は、ファイル容量が大きいため、当社が使用している大容量（1送信あたり最大100MB）の電子ファイルの送受信を行う「**ファイル宅配サービス**」を用いることにより行う。

3. 安全性向上評価書は、全体が大容量（約300～700MB）であること、また、非公開情報を含む参考資料をメール送信することに関するセキュリティ上のリスクを回避する観点より、『**公開部分は分割してメール送信**』、『**非公開部分は、メディア（DVD）により提出**』とする。



これらのイメージを次頁に示す

3. 届出方法の具体的イメージ

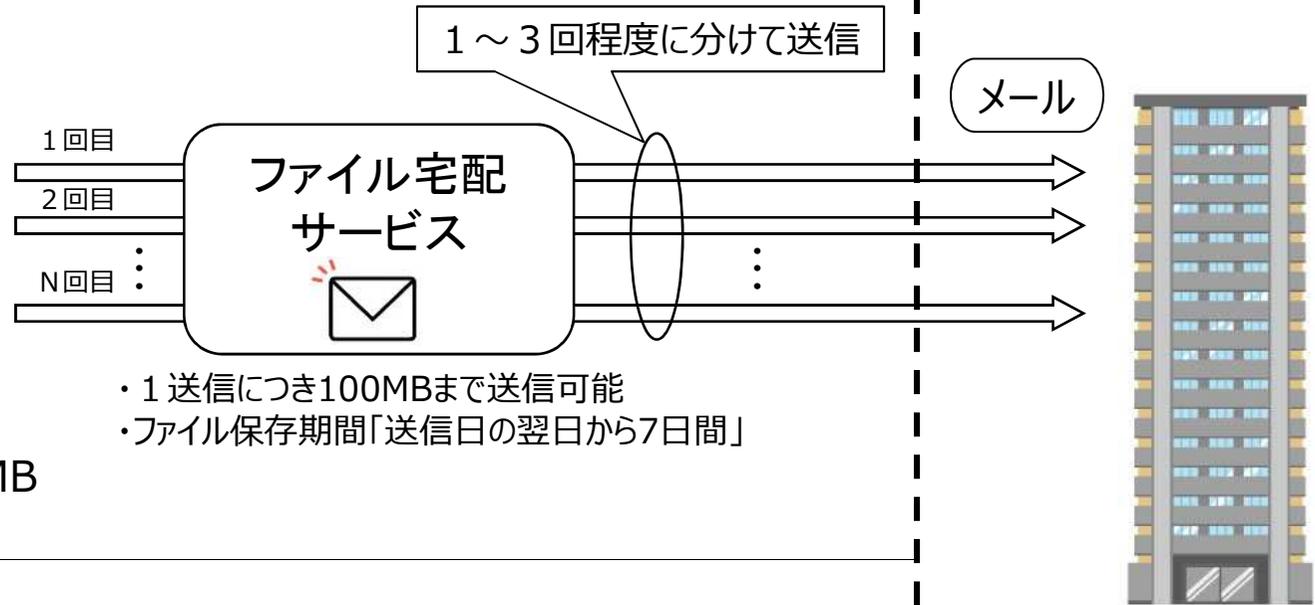
安全性向上評価届出書

【当 社】 ← → 【原子力規制庁】

公開分

- ・届出書表紙 (電子署名)
- ・第1章～第4章
- ・添付資料
- + 電子証明書

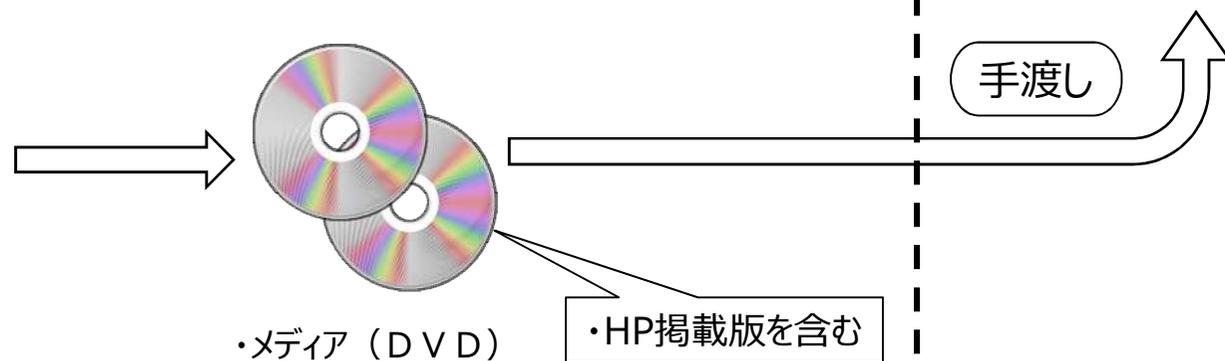
(容量) 約100～300MB



非公開分

- ・参考資料
- (機密情報等の非公開情報)

(容量) 約200～400MB



○以下の点について、確認させていただきたい。

① 2, 3ページにて提案した電子申請方法を活用しても差し支えないか。

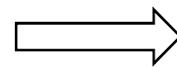
② 差し支えない場合、以下の事項について確認させていただきたい。

a.届出日時について

4月27日の総務課面談においては、「行政機関等への申請の到達時点は、当該行政機関等の使用に係る情報システムに備えられたファイルへの記録が完了した時点」とされているが、具体化にあたっては、審査部門への確認が必要と認識。

例えば、**正式な届出書（電子署名付きファイル）をファイル宅配サービスでメール送信後、当社からの電話連絡により受信を確認した日時を「規制庁への届出日時」とすることでどうか**

（なお、参考情報を収録したDVDは、メール送信後、速やかに提出する。）



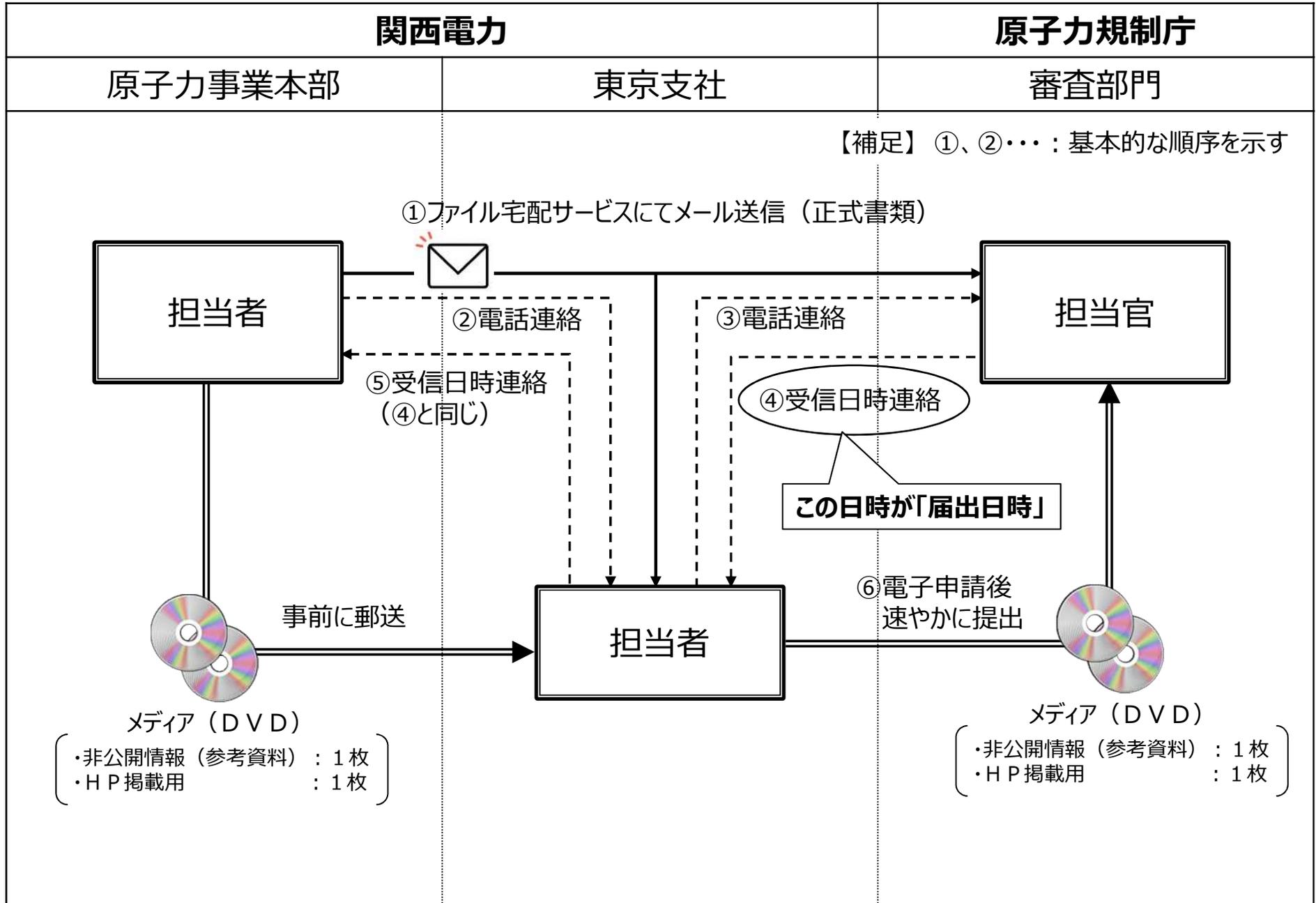
具体的なイメージを次頁に示す

b.メディア（DVD）での提出について

DVDに収録する情報は、以下のパターンが考えられるが、いずれが適切か

- ・パターン1：**「非公開部分（参考情報）のみを収めたもの」** + 「HP掲載用」を各1枚ずつ
- ・パターン2：**従来通り「公開部分（メール送信したものと同一） + 非公開部分（参考情報）を収めたもの」** + 「HP掲載用」を各1枚ずつ

5. 届出日時 of 具体的イメージ



○当社における今後の安全性向上評価届出予定について、下表に示す。

ユニット	届出回	届出予定時期
大飯4号機	第2回	2021年 8月頃
高浜3号機	第3回	2021年10月頃
高浜4号機	第3回	2021年11月頃
大飯3号機	第2回	2022年 1月頃

以下、「参考資料」

2021年4月27日

原子力規制庁長官官房総務課との面談結果および資料

1. 件 名：原子力規制庁の所管する行政手続のオンライン化に係る要望について

2. 日 時：令和3年4月27日(火) 10:20～11:20

3. 場 所：原子力規制庁4階会議室 ※WEB会議にて実施

4. 出席者：

<原子力規制庁>

原子力規制庁長官官房総務課 森係長、堀係員

<関西電力株式会社>

原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループマネージャー他3名

5. 要 旨：

関西電力株式会社から、「原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」（以下「施行規則」という。）の施行に伴い実施可能となった行政手続のオンライン化について、資料に基づき確認事項の背景などについて説明を受けた。

原子力規制庁より、現時点の検討状況として

- ・ 想定される申請、届出方法は e-gov 又はメールによる方法
- ・ 行政機関等への申請の到達時点は、当該行政機関等の使用に係る情報システムに備えられたファイルへの記録が完了した時点
- ・ 「電子署名を用いた方法」と「識別符号・暗証符号を用いた方法」については、原子力規制庁が指定する方法によることを想定
- ・ 電子申請可能な情報の範囲は今後整理が必要。申請を電子と紙に分割することは施行規則第6条第1項第2号に基づき実施可能
- ・ 正本、副本の取扱いについては現状検討中
- ・ 電子申請した場合は書類提出等を必要としない方針

である旨回答をした。

関西電力株式会社からは、本日の面談を踏まえて至近での届出についてはメールによる方法の実現可能性を検討するとともに、今後の電子申請についての原子力規制庁の対応を見ながら作業を進めていく旨発言があった。

6. 資 料：

資料 法令改正を受けた申請・届出の電子化対応の活用について

法令改正を受けた申請・届出の電子化対応の活用について

2021年1月1日に施行された「原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」（以下、「施行規則」という。）により、原子力規制委員会の所管する法令に定める手続きについて電子手続きが可能になっている。つきましては、電子手続きの具体的方法について規制庁殿にご確認したい。

1. 電子化の活用を想定する対象

「安全性向上評価届出書」等の大部かつ手続き頻度も多い申請・届出を想定する。ただし、それ以外の申請・届出についても、準備が整ったものより順次活用することを想定する。

至近での具体的な活用時期及び対象としては、2021年8月頃届出予定の大飯4号機第2回安全性向上評価届出書を想定している。

2. 確認事項

- (1) 採用される申請・届出方法（次頁「参考」）、受理日時の定義。⇒P.9 参照
- (2) 施行規則において、「電子署名を用いた方法」と、「識別符号・暗証符号を用いた方法」が規定されているが、事業者が選択できるのか。また、「識別符号・暗証符号を用いた方法」の具体的手順。⇒P.4 参照
- (3) 特重情報については、秘密保持契約書の中で秘密保持義務を有する情報（秘密情報及び秘密情報を使用して作成された情報）以外は電子申請可能としてよいか。
- (4) 電子申請した場合の正本、副本の扱い。⇒P.4 参照
- (5) 電子申請した場合、書類の提出は不要と理解してよいか。

以 上

添付資料

1. 原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則
2. 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（抜粋）
3. e-GOVによる手続き対象府省

(参考) 想定する申請・届出方法

事業者として現状想定できる申請・届出方法は以下のとおり。

(a) 共有サーバ等による方法

規制庁が指定する共有サーバ等にファイルをアップロードして申請。
一般的な方法であるが、規制庁側のシステム整備が必要。

(b) e-Gov による方法⇒P.11 参照

e-Gov 電子申請において申請可能な手続きとする。

既存のシステムではあるが、規制庁の手続きを e-Gov で可能とする仕様変更が必要。

(c) e メールによる方法

電子メール（ファイル宅配サービス等）でファイルを添付して申請。
簡易で早期に実現可能。

ただし、大容量ファイル（100MB以上）になると複数回のメール送信が必要。

セキュリティ上の懸念あり。（送信先誤り等）

(d) DVD受け渡しによる方法

DVDにファイルをコピーして持ち込み申請。

簡易であるが、施行規則で許容された方法（※）ではないと認識。

(※) 施行規則第3条⇒P.3 参照

法第6条第1項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

別表第五 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部改正に関する表

改正	後	前
別記様式第 4 (第 7 条関係)	認定申請書	別記様式第 4 (第 7 条関係)
原子力規制委員会 殿	原子力規制委員会 殿	原子力規制委員会 殿
住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
年 月 日	年 月 日	年 月 日
別記様式第 5 (第 9 条関係)	認定変更届出書	別記様式第 5 (第 9 条関係)
原子力規制委員会 殿	原子力規制委員会 殿	原子力規制委員会 殿
住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
年 月 日	年 月 日	年 月 日
備考 表中の「」の記載は注記である。		

○原子力規制委員会規則第二十二号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成十四年法律第五十一号) 第六条第一項、第四項、第五項及び第六項、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法及び原子力規制委員会の所管する関係法令を実施するため、原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則

(趣旨)

第一条 原子力規制委員会の所管する法令 (告示を含む。以下同じ。) に基づく手続等を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (以下「法」という。第六条から第九条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

2 原子力規制委員会の所管する法令に基づく手続等 (法第六条から第九条までの規定の適用を受けるものを除く。) を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、法及びこの規則の規定の例による。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律 (平成十二年法律第百二二号) 第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 次に掲げるもの (行政機関等が法第六条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。) をいう。

イ 商業登記法 (昭和三十八年法律第百二十五号) 第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書 (電子署名及び認証業務に関する法律施行規則 (平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第

二) 号、第四条第一号に規定する電子証明書をいう。)

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律 (平成十四年法律

第百五十三号) 第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他原子力規制委員会が定める電子証明書

(申請等に係る電子情報処理組織)

第三条 法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(参考) (d) 関係

(電子情報処理組織による申請等)

第四条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、次の各号に掲げる事項を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。
一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であつて、法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項
二 当該申請等を書面等により行う場合において法令の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項(前号に掲げる事項を除く。)

2 前項の規定により申請等を行う者は、次の各号のいずれかの方法により申請等を行わなければならない。
一 前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する方法
二 申請等を行う者が付与された識別符号及び当該申請等を行う者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力する方法

3 前項第二号に掲げる方法により申請等を行う者は、その氏名又は名称その他必要とされる事項を行政機関等へ届け出なければならない。ただし、行政機関等からあらかじめ同号に掲げる方法による申請等に係る識別符号を付与されている者については、この限りでない。

4 行政機関等は、前項の届出があつたときは、当該届出を行った者に識別符号を付与するものとする。

5 前項の規定により識別符号を付与された者は、第三項の規定により届け出た事項その他行政機関等が定める事項に変更があつたとき、暗証符号を設定するとき、設定した暗証符号を変更するとき又は識別符号の使用を廃止するときは、遅滞なく、行政機関等へ届け出なければならない。

6 行政機関等は、申請等を行う者が第二項第二号の方法により申請等を行うときには、設定した暗証符号に代え、又はこれに加えて、個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証するための符号(第十三条第二項において「生体認証符号等」という。)を用いた方法により申請等を行わせることができる。

7 法令の規定に基づき同一内容の書面等又は電磁的記録を複数必要とする申請等を行う者が、第一項の規定に基づき、当該数通の書面等のうち一通に記載され若しくは当該数通の電磁的記録のうち一通に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載され若しくは電磁的記録に記載されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項が入力されたものとみなす。

(情報通信技術による手数料の納付)
第五条 法第六条第五項に規定する主務省令で定めるものは、前条第一項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。
(申請等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)
第六条 法第六条第六項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 申請等を行う者について対面により本人確認をすることがあると行政機関等が認める場合
二 申請等に係る書面等のうちその原本を確認する必要があるものと行政機関等が認める場合

2 前項の場合において、申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から一週間以内になければならない。
(処分通知等に係る電子情報処理組織)
第七条 法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、行政機関等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該行政機関等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第八条 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う行政機関等は、当該処分通知等につき規定した他の法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。
2 行政機関等は、前項の規定により電子情報処理組織を使用した処分通知等を受ける者が、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該処分通知等を記録することが可能となつた時から当該行政機関等が指定する期限までに当該処分通知等を記録しない場合その他当該行政機関等が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。
(処分通知等を受ける旨の表示の方式)
第九条 法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一 第七条の電子情報処理組織を使用して行う処分通知等を受ける者が付与された識別符号及び当該処分通知等を受ける者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号の入力
二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の行政機関等が定めるところにより行う届出
三 前二号に掲げるもののほか、行政機関等が定める方式
(処分通知等のうち電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)
第十条 法第七条第五項に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすることがあると行政機関等が認める場合
二 処分通知等に係る書面等のうちその原本を交付する必要があるものと行政機関等が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)
第十一条 行政機関等は、法第八条第一項の規定により電磁的記録に記載されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、当該行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記載されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。
(電磁的記録による作成等)
第十二条 行政機関等は、法第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む)に記録する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)
第十三条 法第六条第四項に規定する主務省令で定める措置は、次の各号に掲げる措置とする。
一 電子署名(当該電子署名に係る電子証明書が併せて送信されるものに限る。)
二 識別符号及び設定した暗証符号を電子計算機から入力すること。
2 行政機関等は、申請等を行う者が前項第二号の措置をとるときには、設定した暗証符号に代え、又はこれに加えて、生体認証符号等を用いさせることができる。
3 法第七条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名とする。
4 法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電子署名とする。

(手続の細目)
第十四条 この規則に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に必要事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附則
この規則は、令和三年一月一日から施行する。

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

平成十四年法律第五十一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 情報システム整備計画等（第四条・第五条）

第二節 手続等における情報通信技術の利用（第六条—第十条）

第三節 添付書面等の省略（第十一条）

第四節 その他の施策（第十二条・第十三条）

第三章 民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策（第十四条・第十五条）

第四章 雑則（第十六条—第十九条）

附則

第一章 総則**（目的）**

第一条 この法律は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）第十三条及び官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第三百号）第七条の規定に基づく法制上の措置として、国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めるとともに、民間手続における情報通信技術の活用の促進に関する施策について定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化及び効率化並びに社会経済活動の更なる円滑化を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第二条 情報通信技術を活用した行政の推進は、事務又は業務の遂行に用いる情報を書面等から官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。以下この条において同じ。）へと転換することにより、公共分野における情報通信技術の活用を図るとともに、情報通信技術を活用した社会生活の利便性の向上及び事業活動の効率化を促進することが、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題の解決にとって重要であることに鑑み、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮がされることを確保しつつ、高度情報通信ネットワーク社会（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二条に規定する高度情報通信ネットワーク社会をいう。）の形成に関する施策及び官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する施策の一環として、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- 二 民間事業者その他の者から行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。
- 三 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令法律及び法律に基づく命令をいう。
- 二 行政機関等次に掲げるものをいう。
 - イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関
 - ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの
 - ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）
 - ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。へにおいて同じ。）
 - ホ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。へにおいて同じ。）
 - ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの
 - ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者
 - チ 二からトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長
- 三 国の行政機関等次に掲げるものをいう。
 - イ 前号イ及びロに掲げるもの

- 前号二及びへからちまでに掲げる者のうちその者に係る手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化のために当該手続等における情報通信技術の利用の確保が必要なものとして政令で定めるもの
- 四 民間事業者個人又は法人その他の団体であつて、事業を行うもの（行政機関等を除く。）をいう。
- 五 書面等書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 六 署名等署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 七 電磁的記録電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 八 申請等申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知（訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続（以下この条及び第十四条第一項において「裁判手続等」という。）において行われるものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける行政機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 九 処分通知等処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知（不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。）をいう。この場合において、経由機関（法令の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う行政機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この法律の規定を適用する。
- 十 縦覧等法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 十一 作成等法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること（裁判手続等において行うものを除く。）をいう。
- 十二 手続等申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

第二章 情報通信技術を活用した行政の推進

第一節 情報システム整備計画等

(情報システム整備計画)

第四条 政府は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る国の行政機関等の情報システム（次条第四項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備を総合的かつ計画的に実施するため、情報システムの整備に関する計画（以下「情報システム整備計画」という。）を作成しなければならない。

2 情報システム整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 情報システムの整備に関する基本的な方針

三 申請等及び申請等に基づく処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等及び申請等に基づく処分通知等のうち、情報システムの整備により電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするものの範囲

ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

四 申請等に係る書面等の添付を省略するために必要な情報システムの整備に関する次に掲げる事項

イ 申請等に係る書面等のうち、情報システムの整備により添付を省略することができるようにするものの種類

ロ イの情報システムの整備の内容及び実施期間

五 情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うために講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ データの標準化（電磁的記録において用いられる用語、符号その他の事項を統一し、又はその相互運用性を確保することをいう。）

ロ 外部連携機能（プログラムが有する機能又はデータを他のプログラムにおいて利用し得るようにするために必要な機能をいう。）の整備及び当該外部連携機能に係る仕様に関する情報の提供

六 行政機関等による情報システムの共用の推進に関する事項

七 その他情報システムの整備に関する事項

3 内閣総理大臣は、情報システム整備計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、情報システム整備計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、情報システム整備計画の変更について準用する。

(国の行政機関等による情報システムの整備等)

第五条 国の行政機関等は、情報システム整備計画に従って情報システムを整備しなければならない。

2 国の行政機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 国の行政機関等は、第一項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する行政機関等の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。
- 4 国の行政機関等以外の行政機関等は、国の行政機関等が前三項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該行政機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 5 国は、国の行政機関等以外の行政機関等が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 手続等における情報通信技術の利用

(電子情報処理組織による申請等)

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該申請等に関する法令の規定を適用する。 2. 確認事項（1）関係

3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受け行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第十一条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって主務省令で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で

定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の主務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の法令の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該法令その他の当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定において署名等を行うことが規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該法令の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第八条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の法令の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の法令の規定により書面等により行われたものとみなして、当該法令その他の当該縦覧等に関する法令の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

e-GOV 電子申請

[トップ](#) [電子申請について](#) [利用準備](#) [手続検索](#) [ヘルプ](#)

[トップ](#) > [電子申請について](#) > [府省別行政手続件数](#)

府省別行政手続件数

e-Gov電子申請で利用可能な府省別手続件数をご案内します。

(参考) (b) 関係

府省別行政手続件数一覧

府省名 (順不同)	件数
国家公安委員会・警察庁	1
金融庁	1
厚生労働省 (厚生労働省には、中央労働委員会を含んでいます。)	3
経済産業省 (経済産業省には、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁を含んでいます。)	1
国土交通省	1
気象庁	6
環境省	1
合計	3

2021年3月31日現在のe-Gov電子申請サービスで申請可能な手続の件数です。